

医療依存度の高い方を在宅で介護する家族の方へ ～レスパイト（休息）をとって身体を休めませんか？～

在宅難病患者一時入院等事業についてのお知らせ

千葉県では、在宅で指定難病又は特定疾患治療研究事業特定疾患患者さんの生活を支えているご家族等の介護者が、休息（レスパイト）、又は事故等の理由により一時的に在宅で介護等ができなくなった場合に、患者さんが短期間入院できる病床を確保及び訪問看護師を自宅に派遣しています。

<概要>

1 対象となる方（下の条件を全て満たす方）

- (1) 一時入院
 - ① 千葉県に住所を有する方
 - ② 在宅で療養する指定難病の患者及び千葉県特定疾患治療研究
 - ③ 家族等の介護者の休息（レスパイト）、又は事故等の理由により一時的に在宅で介護等が受けられなくなった方
 - ④ 常時医学的管理下に置く必要があり、病状の安定している方



※当面の間、②については事業対象疾患のうち神経・筋疾患の患者の方です。
※④常時医学的管理下に置く必要がある方とは、「(侵襲的・非侵襲的)人工呼吸器装着」、「気管切開のみ」、「胃ろう造設」等、医療依存度の高い方です。

- (2) 在宅レスパイト
(1)の条件に加えて、指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で常時人工呼吸器を使用している患者の方

2 施設

委託しております一時入院施設及び訪問看護事業所等施設は後ろのページをご覧ください。
(※医療機関へ直接連絡を行わないようお願いいたします。)

- (1) 一時入院
特定の一時入院施設を希望される場合につきましては、病床の空き状況によって希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。
- (2) 在宅レスパイト
普段利用していない訪問看護事業所からの派遣を希望される場合につきましては、事前協議の結果で希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

3 利用期間

- (1) 一時入院
20日以内です。ただし、延長する必要があると県が認めたときは、延長の申請・承認後に最初の入院期間を含めて1か月の範囲内で延長が可能です。
- (2) 在宅レスパイト
1時間単位で1月につき4時間以内です。

4 利用回数

- それぞれの最大利用回数は以下のとおりですが、より多くの患者さんの利用に應えるため、利用回数の少ない患者さんを優先します。
- (1) 一時入院
年度内（4月～翌年3月末）で3回以内です。
 - (2) 在宅レスパイト
年度内（4月～翌年3月末）で4回以内です。

5 その他

事業の趣旨が介護者の休息等（レスパイト）であることから、入院時の基本的な検査を除いて、特別な治療等はいりません。

雑費・差額ベッド代・移送費・看護人派遣に係る交通費等は患者さんの負担となります。

<利用までの流れ>

1 事前協議

利用を希望する方は、お住まいの住所地を管轄する保健所へ事前にご相談下さい。相談された内容をもとに連絡相談員と入院の可否や入院施設又は訪問看護施設について保健所が協議いたします。ただし、普段利用している訪問看護施設を利用する場合は、事前協議の必要はありません。

2 申請

事前協議後、適当と判断された方は保健所から連絡しますので、その後お住まいの住所地を管轄する保健所(千葉市については各保健福祉センター健康課)に申請を行って下さい。

3 調整および決定

適当・不適當の旨を文書により通知します。決定後改めて入院又は訪問の日時や入院時の場合は持ち物についてお知らせします。

在宅難病患者一時入院等事業委託医療機関

(1) 一時入院

番号	病院名	郵便番号	住所
1	千葉東病院	260-8712	千葉市中央区仁戸名町673
2	おおたかの森病院	277-0863	柏市豊四季113
3	新八千代病院	276-0015	八千代市米本2167
4	セコメディック病院	274-0053	船橋市豊富町696-1
5	船橋総合病院	273-0864	船橋市北本町1-13-1
6	成田赤十字病院	286-8523	成田市飯田町90-1
7	北総白井病院	270-1431	白井市根325-2-1
8	下志津病院	284-0003	四街道市鹿渡934-5
9	さんむ医療センター	289-1326	山武市成東167
10	兒玉病院	288-0043	銚子市東芝町6-15
11	館山病院	294-0045	館山市北条字段所520-1
12	帝京大学ちば総合医療センター	299-0111	市原市姉崎3426-3
13	幸有会記念病院	262-0013	千葉市花見川区犢橋町77-3
14	三枝病院	293-0012	富津市青木1641
15	谷津保健病院	275-0026	習志野市谷津4-6-16
16	柏戸病院	260-0854	千葉市中央区長洲2-21-8
17	小林病院	294-0056	館山市舟形909

(2) 在宅レスパイト

HPに掲載しておりますので、そちらを御確認下さい。

申請窓口・お問い合わせ一覧

保健所名	電話番号	管轄区域	
習志野保健所	047-475-5153	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	
市川保健所	047-377-1102	市川市、浦安市	
松戸保健所	047-361-2138	松戸市、流山市、我孫子市	
野田保健所	04-7124-8155	野田市	
印旛保健所	043-483-1135	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、富里市、白井市、酒々井町、栄町	
香取保健所	0478-52-9161	香取市、神崎町、多古町、東庄町	
海匝保健所	0479-22-0206	銚子市、匝瑳市、旭市	
山武保健所	0475-54-0611	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町	
長生保健所	0475-22-5167	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	
夷隅保健所	0470-73-0145	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	
安房保健所	0470-22-4511	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	
君津保健所	0438-22-3743	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
市原保健所	0436-21-6391	市原市	
千葉市	中央保健福祉センター健康課	043-221-2583	中央区
	花見川保健福祉センター健康課	043-275-6297	花見川区
	稲毛保健福祉センター健康課	043-284-6495	稲毛区
	若葉保健福祉センター健康課	043-233-8715	若葉区
	緑保健福祉センター健康課	043-292-5066	緑区
美浜保健福祉センター健康課	043-270-2287	美浜区	
船橋市保健所	047-409-2891	船橋市	
柏市保健所	04-7167-1254	柏市	